

国立大学法人九州大学箱崎地区事業場職員勤務時間細則

平成16年度九大就規第33号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：平成30年 9月28日
(平成30年度九大就規第7号)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年度九大就規第19号）第8条の規定に基づき、国立大学法人九州大学箱崎地区事業場に勤務する職員のうち、業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある者の始業及び終業の時刻、休憩時間、勤務時間並びに休日等について定めるものとする。

(変形労働時間制を適用する者の始業時刻等)

第2条 教員の勤務時間は、1月単位の変形労働時間制によるものとし、当該期間を平均した1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲内において定める始業及び終業の時刻、休憩時間並びに実労働時間については、別表に掲げるとおりとする。

(変形労働時間制を適用する者の休日)

第3条 前条の規定により勤務する教員の休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該期間における国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第31条第5項第1号に規定する休日の日数
 - (2) 前号に定めるもののほか、就業通則第31条第5項第2号及び第3号に規定する休日
- 2 休日は、1週間に1日以上置くものとする。

(職員への通知)

第4条 第2条及び前条に規定する勤務時間及び休日については、1月ごとの勤務割振表を作成し、当該勤務開始の2週間前までに職員へ通知する。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第3条に掲げる者に適用する始業及び終業の時刻、休憩時間並びに実労働時間の起算日は、平成16年4月1日とする。
附 則（平成16年度九大就規第59号）
この細則は、平成17年4月1日から施行する。
附 則（平成20年度九大就規第19号）
- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第3条に掲げる者に適用する始業及び終業の時刻、休憩時間並びに実労働時間の起算日は、平成21年4月1日とする。
附 則（平成22年度九大就規第37号）
この細則は、平成23年4月1日から施行する。
附 則（平成23年度九大就規第27号）
この細則は、平成24年4月1日から施行する。
附 則（平成30年度九大就規第7号）
この細則は、平成30年10月1日から施行する。

別表

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間	実労働時間
A勤務	8時30分	17時15分	12時00分から13時00分まで	7時間45分